

前橋市子ども基本条例の素案のコンセプト

子どもの権利保障を目的とした理念条例

条例制定の背景

児童虐待、不登校、子どもの貧困、ヤングケアラーなど、子どもに関する問題が多様化。子どもの権利を守る認識が定着していない。

前橋市子ども基本条例を制定

- 子どもの権利を守る機運の醸成
- 子どもの権利を守り、支援することで、子どものウェルビーイングを実現
- 子どもを、ともに社会を作るパートナーとして、その参加を促すことで、主体的に考え行動し、自立した個人に成長することを促進

コンパクトで、分かりやすい内容、表記

分かりやすい内容

- 理念規定を中心に、17条に内容を集約

分かりやすい形式

- 平易な表現を用いて、文体を「ですます調」に ★本市初

分かりやすい資料

- 子どもにも分かりやすい資料等の作成

子どもを含め、市民の意見を聴きながら検討

- 子どもを含めた意見聴取の実施

例) ワークショップ、タウンミーティング、シンポジウムなど

- 前文案は、高校生と一緒に検討し、作成 ★本市初
- 庁内、有識者、若者（大学生）の3会議での審議、パブリックコメント（意見募集）の実施